

議案第12号

西脇市立西脇中央駐車場条例の一部を改正する条例の制定について

西脇市立西脇中央駐車場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年2月24日

西脇市長 片 山 象 三

(理 由)

道路交通法の一部を改正する法律の施行に伴い、駐車することができる自動車の種類を追加するとともに、利用者の利便性を高めるため、駐車場の入出庫時間を変更する。

西脇市立西脇中央駐車場条例の一部を改正する条例

西脇市立西脇中央駐車場条例（平成17年西脇市条例第 136号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「中型自動車、」を「準中型自動車、中型自動車及び」に改める。

第4条中「午前6時」を「午前5時40分」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。